

船舶事故調査報告書

平成27年2月5日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

委員 庄司邦昭（部会長）

委員 小須田 敏

委員 根本美奈

事故種類	乗揚（のり養殖施設）
発生日時	平成26年1月18日（土） 20時08分ごろ
発生場所	播磨灘の鹿ノ瀬 ^{しかのせ} 付近 兵庫県姫路市所在の上島 ^{かみ} 灯台から真方位153°6.0海里付近 （概位 北緯34°35.8′ 東経134°46.2′）
事故調査の経過	平成26年1月20日、本事故の調査を担当する主管調査官（神戸事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	A プレジャーボート 裕貴丸 ^{ひろき} 、3.4トン 292-47535大阪、個人所有 10.20m (Lr) × 2.40m × 0.80m、FRP ディーゼル機関、95.62kW、不詳 B プレジャーボート ティグレ、19トン 241-13630香川、個人所有 14.28m (Lr) × 4.62m × 2.75m、FRP 機関なし、平成2年12月
乗組員等に関する情報	A 船長A 男性 27歳 一級小型船舶操縦士 免許登録日 平成24年12月10日 免許証交付日 平成24年12月10日 （平成29年12月9日まで有効）
死傷者等	なし
損傷	A プロペラシャフトに折損、操舵室前部の船室右舷外壁が倒壊、船尾及び右舷後部～中央部の外板に擦過傷等 B 船首下部に擦過傷 のり養殖施設 のり網110枚等切断
事故の経過	A船は、船長Aが1人で乗り組み、同乗者1人を乗せ、2人が乗ったB船をえい航し、船尾に西寄りの風及び西方からの潮流を受け、約14km/hの対地速力で航海灯を表示して姫路市松島南東方を東進していた。 船長Aは、GPSプロッターに表示された兵庫県東播磨港南方沖に存在する鹿ノ瀬（浅瀬）の北側を航行していたところ、前路に3個程

度の黄色の灯光を認めた直後、平成26年1月18日20時08分ごろ、衝撃を感じてA船が止まったことを認めた。

船長Aは、機関のクラッチを中立として海面を見たところ、のり網を認め、のり養殖施設に乗り揚げたことを知った。

船長Aは、B船が、惰力で前進を続けて船首下部がA船の船尾に衝突したことを認め、その後も接触を繰り返していたので、損傷の拡大を恐れ、A船の船尾に取っていたえい航索を船首のたつに取り直すために船尾でえい航索を切断していたところ、接近して来たB船の乗船者に118番通報を依頼した。

B船は、A船の右舷側に接触しながら船首方に進出し、船首を西方に向けて留まっていたものの、A船の船首端の甲板がたつと共に剥がれ、東方へ漂流し始め、A船の船首端の甲板がのり網の資材（浮き、ロープなど）に引っ掛かって止まった。

船長A及び同乗者ほかB船の2人の乗船者は、来援した海上保安庁のヘリコプターによって19日02時59分ごろ吊り上げ救助された。

A船及びB船は、後日、のり網の所有者によって兵庫県淡路市室津港へえい航された。

(付図1 事故発生経過概略図、写真1 GPSプロッターの画像(松島～事故発生場所付近)、写真2 GPSプロッターの画像(事故発生場所付近) 参照)

気象・海象

(1) 気象

① 海上保安庁船舶気象通報箇所における観測値

時刻 (時:分)	地蔵埼灯台		江埼灯台	
	風向	風速 (m/s)	風向	風速 (m/s)
16:00	西北西	8	西北西	11
16:30	西北西	13	西北西	8
17:00	西北西	13	西北西	7
17:30	西北西	13	西北西	8
18:00	西北西	13	西	14
18:30	西北西	12	西	15
19:00	西北西	13	西	14
19:30	西北西	15	西北西	12
20:00	西北西	18	西	14
20:30	西北西	13	西北西	14
21:00	西北西	14	西北西	15

※ 地蔵埼灯台は、香川県の小豆島南部に所在し、江埼灯台は、兵庫県の淡路島北部に所在している。

② 乗組員等の観測

	<p>天気 曇り、風向 西寄り、視界 良好</p> <p>(2) 気象警報及び注意報並びに海上警報の発表状況 強風及び波浪注意報（兵庫県播磨南東部） 海上強風警報（瀬戸内海）</p> <p>(3) 海象</p> <p>① 乗組員等の観測 波高 約2～3m、潮流 東流（数値不詳）（松島南東方沖を東進していた頃）</p> <p>② 明石海峡における潮流（1月18日） 15時13分 東流最強 3.7ノット（kn） 19時03分 転流 21時23分 西流最強 2.9kn</p>
<p>その他の事項</p>	<p>船長Aは、香川県土庄^{とのしょう}町土庄港からのB船の回航を乗船者B₁から依頼され、1月18日03時30分ごろ、A船に4人が乗船して阪神港大阪区の係留場所を出発し、明石海峡西口の西方に至った頃、操船を乗船者B₁と交代して仮眠をとることとし、土庄港に到着した11時ごろまで船室に居た。</p> <p>船長Aは、B船を回航するに当たり、事前に兵庫県神戸市沖までを約8時間と算出し、B船のえい航準備に時間がかかったため、乗船者B₁から日没までに帰港できないのであれば、翌日の早朝に出発してはどうか、又は、途中で休憩してはどうかとの助言を受けたが、携帯電話の天気予報で翌日は更に風が強くなることを知ったので、18日中に係留場所へ帰っておきたいと思い、15時30分ごろから16時ごろの間に土庄港を出発した。</p> <p>船長Aは、GPSプロッターに表示された往路の航跡が、鹿ノ瀬の10m等深線の内側を通過していたので、往路の航跡をたどって水深の浅い所を航行することに危険を感じ、また、往航時に操船を行っていた乗船者B₁から、操船を交代した後、南側の広範囲にわたって養殖施設があったことを土庄港到着後に聞き、その養殖施設が鹿ノ瀬ののり養殖施設であると考え、往航時はのり養殖施設の北側を航行したので、復航時は更にその北側の水深の深い所を航行すればよいと思い、往路の航跡の北側を航行した。</p> <p>本事故発生場所は、南北方向約2,860m及び東西方向約9,590mの五角形をした区画漁業漁場（以下「本件のり区画」という。）内に位置し、本件のり区画では、毎年9月10日～翌年5月15日までの間、のり網が設置されて養殖漁業が行われていた。</p> <p>本件のり区画は、5か所の各頂点に灯浮標（海面から灯器までの高さ約3.0m、灯色黄色、灯質4秒1閃、光達距離約5.5km）が、各頂点を結ぶ線上に前記の灯浮標のほか、標識灯（海面から灯器までの高さ約2.0m、灯色黄色、灯質4秒1閃、光達距離約4.6km）が一</p>

	<p>定の間隔を空けて合計16基設置されていた。</p> <p>船長Aは、大阪湾北部の航行経験が数多くあり、明石海峡西方の高蔵瀬^{たかくらせ}付近へ釣りに行ったことがあったが、播磨灘の航行経験はなく、本事故発生場所付近に本件のり区画があることは聞いたことがあったものの、その詳しい設置場所、形や大きさなどは知らなかった。また、過去にヨット・モーターボート用参考図（公益財団法人日本水路協会発行）及び兵庫県瀬戸内海「のり、わかめ等」養殖漁場図（兵庫県のり養殖安定対策協議会作成）を見たことはあったが、これらを所持していなかった。</p> <p>船長Aは、救助を待つ間に周囲を見たところ、波が落ち着いたときに本件のり区画の灯光をポツポツと認めた。</p>
<p>分析</p> <p>乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象等の関与 判明した事項の解析</p>	<p>A あり、B なし A なし、B なし A なし、B なし</p> <p>A船は、B船をえい航して播磨灘を東進中、船長Aが、初めての海域を航行するに当たり、あらかじめ海図又は航海用参考図等により、航行予定海域の水路調査を行っていないことから、のり養殖施設に乗り揚げたものと考えられる。</p> <p>船長Aは、鹿ノ瀬付近に本件のり区画が存在していること、往路の航跡の南側に本件のり区画が設置されていて往航時はその北側を航行したのり区画だと思っていたこと、また、GPSプロッターに表示された往路の航跡が鹿ノ瀬の10m等深線の内側を通っており、その航跡をたどって水深の浅い所を航行することに危険を感じたことから、往路の航跡の北側を航行したのり区画だと思われる。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、夜間、A船が、B船をえい航して播磨灘を東進中、船長Aが、初めての海域を航行するに当たり、あらかじめ海図又は航海用参考図等により、航行予定海域の水路調査を行っていないため、のり養殖施設に乗り揚げたことにより発生したのり区画だと思われる。</p>
<p>参考</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 初めての海域を航行する場合は、海図、航海用参考図等を入手し、養殖施設等の危険区域を把握すること。 ・ 航海計画は、気象及び海象の変化に対応できるよう、余裕を持って立案すること。

付図1 事故発生経過概略図

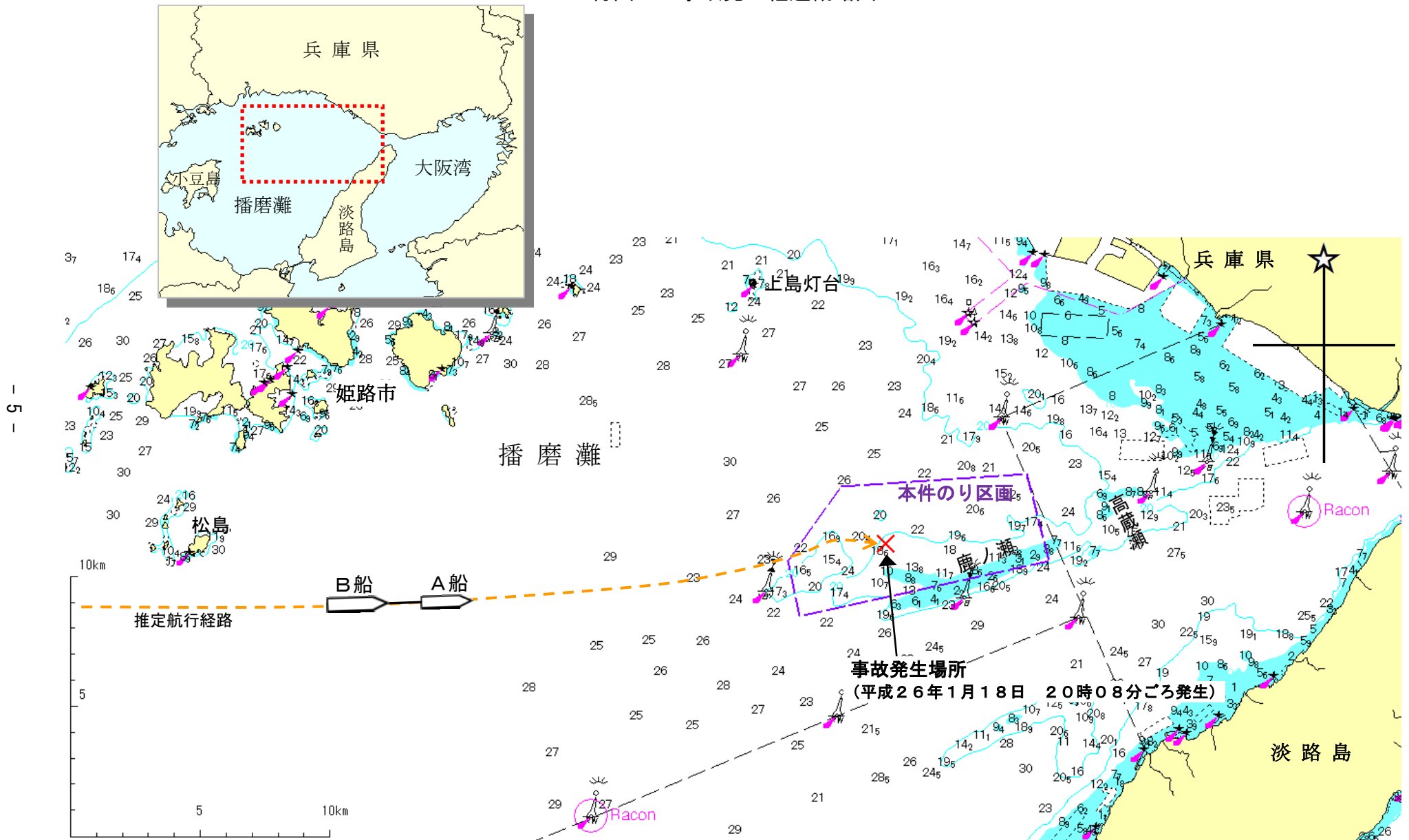


写真1 GPSプロッターの画像（松島～事故発生場所付近）

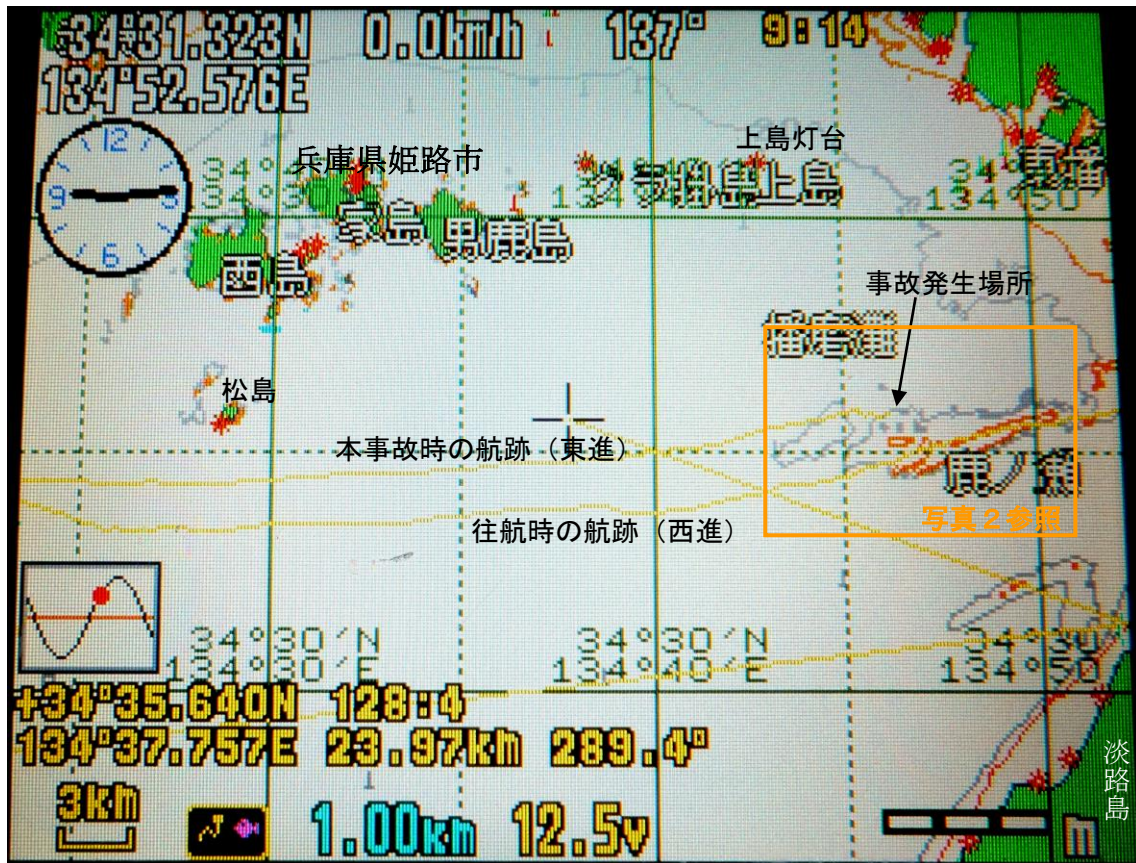
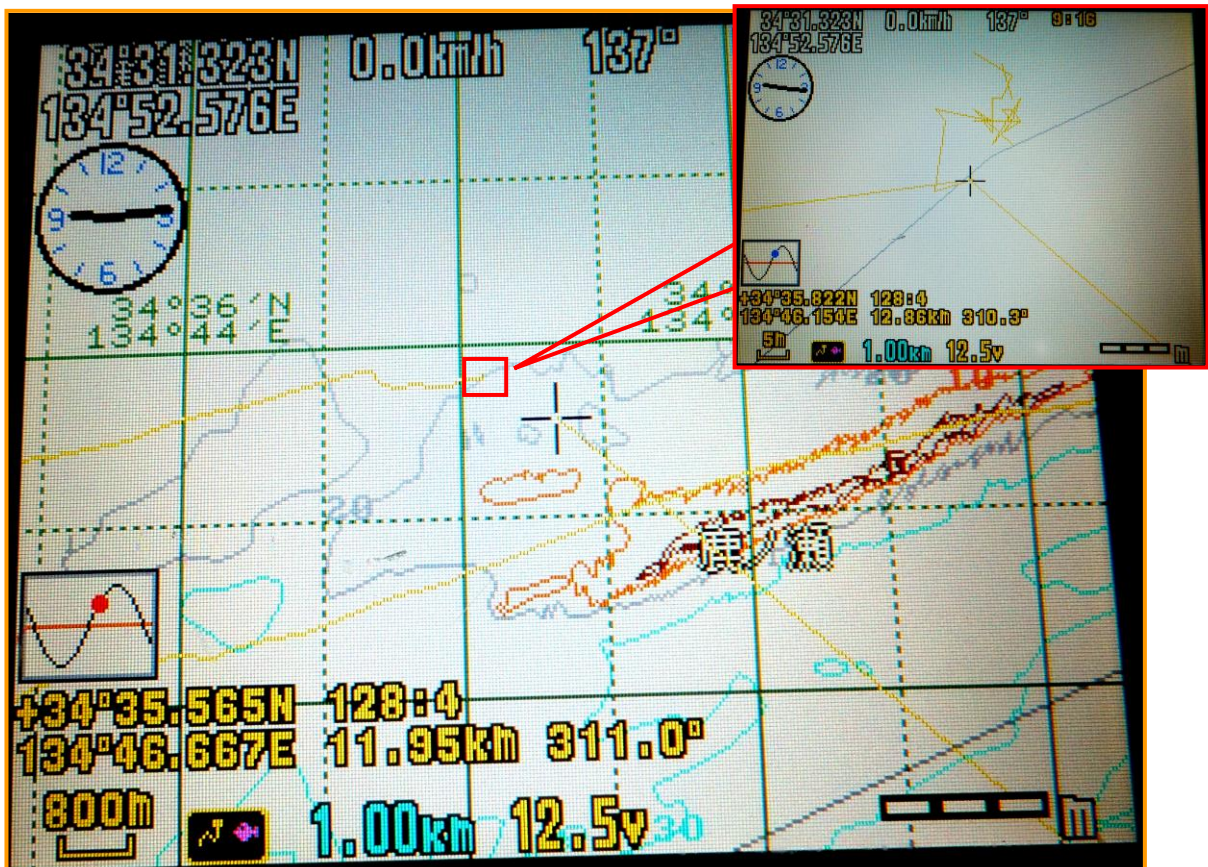


写真2 GPSプロッターの画像（事故発生場所付近）



※各写真中、画像の右下部から中央部の十字カーソルまで描かれた直線（黄色）は、現場調査時におけるA船の位置から十字カーソルの位置まで引かれたものである。